

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

平成22年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (防災消防課)	23
○民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域の一部改正…………… (福祉援護課)	24
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農業支援課)	26
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	26
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	27
○知事権限に係る保安林の指定 (2件) …………… (治山課)	27
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	28
○森林法による通知に代える公示 (2件) …………… (治山課)	28
○道路の供用の開始…………… (道路課)	29
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	29
○宅地建物取引業務の停止処分…………… (建築指導課)	29
○都市計画事業の事業計画の変更の認可…………… (都市環境課)	29
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (会計事務センター)	29
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (会計事務センター)	31
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	31
○特定調達契約に係る入札の公告……………	32
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表……………	33
道公安委員会規則	
○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………	33

告 示

北海道告示第173号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
北海道震度情報ネットワークシステム開発業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結の翌日から平成23年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する情報システム開発の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 過去に都道府県と、震度情報ネットワークシステムについての開発及び整備業務に係る契約を締結し、かつ誠実に履行した実績を有する者であること。
- (4) 当該調達役務に関し、入札説明書及び業務処理要領に記載した要件を履行できることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5の2の規程による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成22年3月12日 (金) から同年4月16日 (金) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部危機対策局防災消防課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総務部危機対策局防災消防課

5 入札の執行場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁3階危機対策局会議室 (送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部危機対策局防災消防課)

- (2) 入 札 日 時 平成22年5月7日（金）午後2時（送付による場合は必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

なお、総務部危機対策防災消防課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/bsb/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部危機対策局防災消防課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5007

10 Summary

- A. Nature and quantity of services to procured :
Seismic intensity information network system, 1 set
- B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., May 7, 2010
- C. Contact : Fire and Disaster Prevention Division, Bureau of Crisis Management, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Nishi 6-chome Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5007

北海道告示第174号

昭和28年北海道告示第1799号（民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域）の一

部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

別表の2の事項の表（付表を除く。）を次のように改める。

町村名	民生委員定数（人）	民生委員協議会を組織すべき区域
（空知総合振興局管内）		
南幌町	23	南幌町一円
奈井江町	22	奈井江町一円
上砂川町	20	上砂川町一円
由仁町	22	由仁町一円
長沼町	37	長沼町一円
栗山町	40	栗山町一円
月形町	16	月形町一円
浦白町	10	浦白町一円
新十津川町	24	新十津川町一円
妹背牛町	14	妹背牛町一円
秩父別町	11	秩父別町一円
雨竜町	11	雨竜町一円
北竜町	10	北竜町一円
沼田町	14	沼田町一円
（石狩総合振興局管内）		
当別町	51	当別町一円
新篠津村	10	新篠津村一円
（後志総合振興局管内）		
島牧村	11	島牧村一円
寿都町	16	寿都町一円
黒松内町	18	黒松内町一円
蘭越町	21	蘭越町一円
ニセコ町	15	ニセコ町一円
真狩村	10	真狩村一円
留寿都村	8	留寿都村一円
喜茂別町	15	喜茂別町一円
京極町	15	京極町一円
倶知安町	52	倶知安町一円
共和町	21	共和町一円

岩内町	50	岩内町一円	江差町	33	江差町一円
泊村	14	泊村一円	上ノ国町	26	上ノ国町一円
神恵内村	8	神恵内村一円	厚沢部町	19	厚沢部町一円
積丹町	17	積丹町一円	乙部町	18	乙部町一円
古平町	17	古平町一円	奥尻町	18	奥尻町一円
仁木町	15	仁木町一円	今金町	23	今金町一円
余市町	63	余市町一円	せたな町	49	付表1のとおり
赤井川村	8	赤井川村一円	(上川総合振興局管内)		
(胆振総合振興局管内)			鷹栖町	22	鷹栖町一円
豊浦町	18	豊浦町一円	東神楽町	24	東神楽町一円
壮瞥町	12	壮瞥町一円	当麻町	20	当麻町一円
白老町	57	白老町一円	比布町	14	比布町一円
厚真町	20	厚真町一円	愛別町	15	愛別町一円
洞爺湖町	38	洞爺湖町一円	上川町	23	上川町一円
安平町	34	安平町一円	東川町	22	東川町一円
むかわ町	41	むかわ町一円	美瑛町	39	美瑛町一円
(日高振興局管内)			上富良野町	32	上富良野町一円
日高町	51	日高町一円	中富良野町	7	中富良野町一円
平取町	25	平取町一円	南富良野町	15	南富良野町一円
新冠町	21	新冠町一円	占冠村	9	占冠村一円
浦河町	46	浦河町一円	和寒町	17	和寒町一円
様似町	20	様似町一円	剣淵町	10	剣淵町一円
えりも町	18	えりも町一円	下川町	19	下川町一円
新ひだか町	80	新ひだか町一円	美深町	24	美深町一円
(渡島総合振興局管内)			音威子府村	6	音威子府村一円
松前町	37	松前町一円	中川町	12	中川町一円
福島町	29	福島町一円	幌加内町	13	幌加内町一円
知内町	18	知内町一円	(留萌振興局管内)		
木古内町	23	木古内町一円	増毛町	23	増毛町一円
七飯町	73	七飯町一円	小平町	15	小平町一円
鹿部町	14	鹿部町一円	苫前町	17	苫前町一円
森町	54	森町一円	羽幌町	35	羽幌町一円
八雲町	64	八雲町一円	初山別村	8	初山別村一円
長万部町	32	長万部町一円	遠別町	16	遠別町一円
(檜山振興局管内)			天塩町	20	天塩町一円

（宗谷総合振興局管内）

猿払村	16	猿払村一円
浜頓別町	19	浜頓別町一円
中頓別町	14	中頓別町一円
枝幸町	38	付表2のとおり
豊富町	21	豊富町一円
礼文町	18	礼文町一円
利尻町	18	利尻町一円
利尻富士町	17	利尻富士町一円
幌延町	12	幌延町一円

（オホーツク総合振興局管内）

美幌町	57	美幌町一円
津別町	26	津別町一円
斜里町	43	斜里町一円
清里町	21	清里町一円
小清水町	20	小清水町一円
訓子府町	19	訓子府町一円
置戸町	15	置戸町一円
佐呂間町	26	佐呂間町一円
遠軽町	76	遠軽町一円
湧別町	43	付表3のとおり
滝上町	21	滝上町一円
興部町	19	興部町一円
西興部村	8	西興部村一円
雄武町	21	雄武町一円
大空町	30	大空町一円

（十勝総合振興局管内）

音更町	97	音更町一円
士幌町	19	士幌町一円
上士幌町	19	上士幌町一円
鹿追町	20	鹿追町一円
新得町	24	新得町一円
清水町	34	清水町一円
芽室町	47	芽室町一円
中札内村	12	中札内村一円

更別村	12	更別村一円
大樹町	22	大樹町一円
広尾町	22	広尾町一円
幕別町	61	幕別町一円
池田町	32	池田町一円
豊頃町	16	豊頃町一円
本別町	35	本別町一円
足寄町	33	足寄町一円
陸別町	16	陸別町一円
浦幌町	24	浦幌町一円

（釧路総合振興局管内）

釧路町	48	釧路町一円
厚岸町	35	厚岸町一円
浜中町	22	浜中町一円
標茶町	39	標茶町一円
弟子屈町	32	弟子屈町一円
鶴居村	14	鶴居村一円
白糠町	40	白糠町一円

（根室総合振興局管内）

別海町	51	別海町一円
中標津町	54	中標津町一円
標津町	21	標津町一円
羅臼町	20	羅臼町一円

北海道告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、江丹別土地改良区から、次のとおり役員（退任）の届出があった。

平成22年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成22. 2. 21	理 事	小林 健 蔵	旭川市江丹別町芳野346番地

北海道告示第176号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成22年3月16日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成22年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
羊蹄京極	中山間地域総合整備（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、客土、暗きょ排水、農用地改良保全）	北海道後志支庁
共和中央	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、農業用道路、客土、暗きょ排水、区画整理）	同
俱知安北部	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗きょ排水、土層改良）	同
剣淵	同	北海道上川支庁
北見北	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗きょ排水、土層改良、農用地造成、農地保全）	北海道網走支庁
川西北	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗きょ排水、土層改良）	北海道十勝支庁
大正北	同	同
摩周湖	草地整備〔担い手中核型〕（農業用道路、区画整理）	北海道釧路支庁

北海道告示第177号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成22年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 函館市日浦町26の2・245の1・245の12（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、245の14、245の15
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 函館市御崎町217の4（次の図に示す部分に限る。）、217の23
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第178号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町鬼脇字旭浜122地先・123の3地先・153地先（以上3筆地先について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ナイヲロ186（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第179号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 茅部郡森町字砂原6丁目13の4地先（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第180号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成22年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 札幌市・天塩郡遠別町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 札幌市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに札幌市役所及び遠別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第181号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年北海道告示第124号のとおりである。

平成22年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

名寄市風連町字西風連313、314所在の森林について所有権を有する

村山利雄

名寄市風連町字西風連321所在の森林について所有権を有する

山崎ヨシ子

名寄市風連町字西風連325、329の1所在の森林について所有権を有する

田中邦雄

名寄市風連町字西風連542、543所在の森林について所有権を有する

斉藤長一郎

名寄市風連町字西風連548所在の森林について所有権を有する

藤川恒一

名寄市風連町字西風連630、631所在の森林について所有権を有する

佐藤友一

名寄市風連町字池の上210所在の森林について所有権を有する

田村宣雄

(2) 掲示場所 名寄市役所

2(1) 所在が不明な者

富良野市2283の3、2283の4、2283の7、2283の8、2283の42、2283の90から2283の92まで所在の森林について所有権を有する

日下博将

(2) 掲示場所 富良野市役所

北海道告示第182号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を中富良野町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年北海道告示第141号のとおりである。

平成22年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

空知郡中富良野町丘町1の63所在の森林について所有権を有する 川邊 春枝

北海道告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道美唄浦臼線 北海道札幌土木現業所	美唄市字茶志内5242番3地先から同市字茶志内5259番1地先まで	平成22. 3. 12
道道士幌上土幌線 北海道帯広土木現業所	河東郡上土幌町字上土幌東2線238番78地先から同郡上土幌町字上土幌東2線238番70地先まで	平成22. 3. 15
道道幕別大樹線 北海道帯広土木現業所	中川郡幕別町字軍岡71番32地先から同郡幕別町字軍岡71番27地先まで	平成22. 3. 12

北海道告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道
2 路線名	千歳鷓川線
3 道路の区域	区間 変更前後の別敷地の幅員延長 国道等との重複区間

勇払郡厚真町軽舞186番1地先から 同郡厚真町軽舞187番1地先まで	前	12.50mから 24.00mまで	132.00m	—
	後	14.50mから 24.00mまで	132.00m	—

北海道告示第185号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成22年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1 商号又は名称	株式会社ランドハウジング
2 代表者氏名	山田 啓一
3 主たる事務所の所在地	札幌市中央区南16条西5丁目2番13-101号
4 免許証番号	北海道知事石狩(1)第7503号
5 業務停止の期間	平成22年3月25日から同年5月24日までの2週間
6 業務停止の範囲	宅地建物取引業の全業務

北海道告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成22年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 施行者の名称	札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業（3・4・62号富丘通及び3・4・48号下手稲通）
(3) 事業施行期間	平成12年4月7日から平成26年3月31日まで
(4) 事業地（収用の部分）	変更なし
2(1) 施行者の名称	下川町
(2) 都市計画事業の種類及び名称	下川都市計画道路事業（3・4・4号中央通）
(3) 事業施行期間	平成14年6月7日から平成22年3月31日まで
(4) 事業地（収用の部分）	下川町南町地内

北海道告示第187号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータの賃貸借（1台分） 一式（1月当たりの単価）

イ パーソナルコンピュータの賃貸借（17台分） 一式（1月当たりの単価）

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成22年6月1日から平成26年5月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 電子入札に関する事項 この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借のうち電子計算機の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、ア及びイに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成22年3月12日午前9時から同年4月14日午後5時まで

ただし、紙により申請する場合で持参によるときは、北海道出納局会計事務センターに平成22年3月12日から同年4月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日の午前9時から午後5時までの間に、送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計事務センターに同年4月13日までに提出すること。

イ 申請の方法 北海道出納局会計事務センターの指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局会計事務センター

5 入札書の提出等

(1) 入札開始日時 平成22年4月19日午前9時

(2) 入札書提出締切日時 平成22年4月21日午後3時

ただし、紙により提出する場合で、持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に、送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計事務センターに平成22年4月20日まで提出すること。

(3) 開札場所 北海道出納局会計事務センター

(4) 開札予定日時 平成22年4月22日午後3時

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 パーソナルコンピュータの売買 5台

(2) 予定時期 平成22年3月ころ

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 電子入札システム上及び北海道出納局会計事務センター

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局会計事務センターのホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kjc/kjc2.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に

係る1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道出納局会計事務センター
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5076

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- a. Personal Computer 1 1 set
- b. Personal Computer 17 1 set

B. Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., April 22, 2010
(If mailed, bids must arrive no later than April 20, 2010)

C. Contact : Accounting Administration Center, Treasury Bureau, Hokkaido Government Nishi
7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

北海道告示第188号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成22年3月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 (63台分) 一式 (1台1月当たりの単価)
- (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 (2台分) 一式 (1台1月当たりの単価)

2 落札を決定した日

平成22年2月25日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 大丸藤井株式会社
住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- (2) 氏 名 株式会社HBA
住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

4 落札金額

- (1) 135,019円
- (2) 4,609円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成22年1月29日付け北海道告示第77号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道出納局会計事務センター
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第32号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年3月12日

北海道上川支庁長 坂口 収

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 落札に係る物品等の名称
複合機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除く。))の供給を含む。)一式(1台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)
- (2) 調達台数及び調達予定枚数
1台 モノクロ 28,000枚
カラー 1,850枚

2 落札を決定した日

平成22年3月2日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

4 落札金額

賃貸借の月額基本料金		0円
複写料金(モノクロ)	1枚から3,000枚まで	1枚当たり 0.90円
	3,001枚から12,000枚まで	1枚当たり 0.90円
	12,001枚以上	1枚当たり 0.90円
複写料金(カラー)	1枚から1,000枚まで	1枚当たり 9.20円
	1,001枚以上	1枚当たり 9.20円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成22年2月5日付け北海道上川支庁告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道上川支庁産業振興部林務課
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道十勝支庁告示第48号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年3月12日

北海道十勝支庁長 竹 林 孝

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
乗用自動車の賃貸借（1台）一式（1月当たりの単価）
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 契 約 期 間 平成22年6月1日から平成25年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、

2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成22年3月12日から同年4月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す

る休日を除く。）の毎日の午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道十勝支庁地域振興部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道十勝支庁地域振興部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階A会議室
（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁地域振興部総務課）
(2) 入 札 日 時 平成22年4月21日（水）午前11時（送付による場合は、同月20日（火）までに必着）
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名 称 及 び 数 量 自動車賃貸借 3台 一式
(2) 予 定 時 期 平成23年2月ころ

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道十勝支庁のホームページの入札等の情報（<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikei/nyusatu-info.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

<p>10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝支庁地域振興部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155-27-8508</p> <p>11 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : Lease of a Car 1 set B. Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., April 21, 2010 (If mailed, bids must arrive no later than April 20, 2010) C. Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan Phone : 0155-27-8508</p>	<p>うに改正する。 第1条の2第1項中「1週間」を「1週間当たり」に改める。 第3条の2第1項中「理事官」を「、理事官」に改める。 第3条の3第1項中「総合企画官」を「、総合企画官」に改める。 第3条の5第1項中「災害対策官」を「、災害対策官」に改める。 第6条の3第5号中「警察有線電話」を「警察電話」に改める。 第17条中「生活環境課」を「保安課」に改める。 第19条第5号を同条第7号とし、同条第4号を同条第6号とし、同条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号を同条第4号とし、同条第1号を同条第3号とし、同号の前に次の2号を加える。 (1) 環境事犯の取締りに関すること。 (2) 保健衛生事犯の取締りに関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。 第19条の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「生活環境課」を「保安課」に改め、同条第1号及び第2号を削り、同条第3号を同条第1号とし、同条第4号から同条第11号までを2号ずつ繰り上げる。 第32条第1項中「より」の次に「、それぞれ」を加え、同条第2項中「、参事」を削る。 第33条の11を第33条の12とし、第33条の8から第33条の10までを1条ずつ繰り下げる。 第33条の7第1項中「施設管理室」を「、施設管理室」に改め、同条を第33条の8とする。 第33条の6第1項中「監査室」を「、監査室」に改め、同条を第33条の7とする。 第33条の5の次に次の1条を加える。 (物品調達・管理室) 第33条の6 総務部会計課に、物品調達・管理室を附置する。 2 物品調達・管理室においては、物品の取得、管理及び処分に関する事務を行う。 第35条の6の見出しを「(検視官室)」に改め、同条第1項及び第2項中「刑事調査官室」を「検視官室」に改める。 第35条の12を削り、第35条の13を第35条の12とする。 第35条の14第1項中「都市交通対策室」を「、都市交通対策室」に改め、同条を第35条の13とする。 第46条第2項中「生活環境課」を「保安課」に改める。 第47条第1項中「及び監察官室」を「並びに監察官室及び旭川機動警察隊」に改め、同条第2項を次のように改める。 2 前項の課及び室の所掌事務については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「地域課にあっては警察本部の地域企画課、通信指令課、自動車警ら隊及び鉄道警察隊の所掌に対応する事務」とあるのは「地域課にあっては警察本部の地域企画課、通信指令課及び鉄道警察隊の所掌に対応する事務」と、「捜査課にあっては警察本部の刑</p>
<p>道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示</p>	
<p>北海道選挙管理委員会告示第21号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成22年3月12日 北海道選挙管理委員会委員長 永井利幸</p>	
<p>道 公 安 委 員 会 規 則</p>	
<p>北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成22年3月12日 北海道公安委員会委員長 佐々木亮子 北海道公安委員会規則第2号 北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のよ</p>	

事企画課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務」とあるのは「捜査課にあっては警察本部の刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務」と、「交通課にあっては警察本部の交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の所掌に対応する事務」とあるのは「交通課にあっては警察本部の交通企画課、交通指導課、交通捜査課及び交通規制課の所掌に対応する事務」と読み替えるものとする。

第47条に次の1項を加える。

- 3 旭川機動警察隊の所掌事務は、警察本部の自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の所掌に対応する事務とする。

第47条の2第3項前段中「所掌事務」の次に「について」を加える。

第47条の3第2項前段中「所掌事務」の次に「について」を加え、同項後段中「運転免許試験課」を「高速道路交通警察隊、運転免許試験課」に改める。

第48条中「及び第50条」を削る。

第50条の見出しを「（課付等）」に改め、同条第1項中「課に」を「課、室及び隊に」に、「課付」を「、それぞれ課付、室付又は隊付」に改め、同条第2項中「課付」の次に「、室付及び隊付」を加える。

第51条第1項の表旭川方面本部の項を次のように改める。

旭川方面本部	運 転 免 許 課	運 転 免 許 試 験 場
	旭川機動警察隊	高速道路交通警察隊

第52条第2項中「及び分隊」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「交通課（）」の次に「旭川方面本部及び」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項中「釧路機動警察隊」を「旭川機動警察隊、釧路機動警察隊」に改め、同項を同条第4項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第47条の3第2項の改正規定は、同年3月28日から施行する。

（刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

- 2 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「第189条」を「第189条第1項」に改める。

第2条第4号中「警備課」の次に「、旭川機動警察隊」を加える。

（道路交通法施行細則の一部改正）

- 3 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第28条中「北海道警察旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊長」を「北海道警察旭川方面本部旭川機動警察隊高速道路交通警察隊長」に改める。

別表1法第59条第2項ただし書（自動車のけん引許可）の項及びその他の申請及び届出の項中「北海道警察旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊」を「北海道警察旭川方面本部旭川機動警察隊高速道路交通警察隊」に改める。

（没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則等の一部改正）

- 4 次に掲げる規則の規定中「警備課」の次に「、旭川機動警察隊」を加える。

(1) 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年北海道公安委員会規則第10号）第1条第4号

(2) 傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年北海道公安委員会規則第9号）第2号

（道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正）

- 5 道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成19年北海道公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「北海道警察旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊長」を「北海道警察旭川方面本部旭川機動警察隊高速道路交通警察隊長」に改める。

正 誤

○平成22年3月5日（第2158号）

北海道十勝支庁告示第39号（特定調達契約に係る落札者等の公示）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
17	右	26
誤	第1号	
正	告示第1号	